

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月29日（平成30年（行個）諮問第61号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行個）答申第130号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月9日付け北海総第11号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

特定年月日Aに特定職員Aが、「（特定職員Bがねつ造したメールなので、私（特定職員Aを指す。以下同じ。）は、）そんなこと知らないよ。」と回答しているので、当然、その旨記載した相談対応票を作成しているはずであるから。

（2）意見書

平成28年12月26日付け北海道相第154号、155号で個人情報を不正に使用しねつ造した同様のメールを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止した事例がある。（起案者：首席行政相談官室特定職員A）。

北海道行政評価局首席行政相談官特定職員C及び特定職員Aが「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止できると主張しているので、特定職員Aが処理する案件である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法の規定に基づき、平成29年12月11日付けで行った「審査請求人が特定年月日Bに総務省ホームページから送信したメール（以下「本件メール」ともいう。）について、①特定年月日Bに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール及びそのファイル、②当該メールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書、③審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書、④相談対応票及び⑤その他関係資料一式」（別紙に掲げる文書1ないし文書5。以下「文書1」ないし「文書5」という。）を請求内容とする保有個人情報開示請求に対し、処分庁が平成30年1月9日付けで行った一部開示決定（原処分）を不服として、同月10日付けで提起されたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張はおおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

相談対応票を開示してほしい。

(2) 審査請求の理由

特定年月日Aに特定職員Aが「（特定職員Bがねつ造したメールなので、私は、）そんなこと知らないよ。」と回答しているので、当然、その旨記載した相談対応票を作成しているはずであるから。

3 諮問庁の意見

(1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求に係る保有個人情報は、処分庁が不存在であるため不開示とした以下の1件（本件対象保有個人情報）である。

・相談対応票

(2) 管区行政評価局等における意見・要望の受付について

管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センター（以下「管区行政評価局等」という。）は、国民からの意見・要望等を受け付けるためのツールの一つとして、ホームページの中に「ご意見・ご要望の受付ページ」（以下「受付ページ」という。）を設けており、閲覧者は、ここから意見要望を送信することができる。

受付ページでは、「申出先の選択」（管区行政評価局等の各所管地域から選択）及び「ご意見・ご要望の分野」（①意見・問合せ、②政策評価所在案内、③情報公開・個人情報保護総合窓口の3種類から選択）の選択内容に応じて、自動的に、送信先となる管区行政評価局等及び担当課室が選択される。原処分において、開示対象となったメールは、「申出先の選択」において「石狩・空知・胆振・日高・小樽」

(北海道管区行政評価局が所管する地域)を選択し、かつ「ご意見・ご要望の分野」として「意見・問合せ」を選択して送信されたものであり、この場合、閲覧者が入力したご意見・ご要望の内容は、同局総務行政相談部総務課が受信することとなる。

(3) 原処分の妥当性について

審査請求人は、本件対象保有個人情報について、その開示を求めている。

処分庁が原処分において開示したのは、「特定年月日Bに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール」及び「当該メールに添付された審査請求人からの質問が記載された文書」(文書1及び文書2)で、いずれも北海道管区行政評価局総務行政相談部総務課が受信したものである。

処分庁は、当該メールに記載された質問は、請求者が特定年月日C付けで訂正請求を行い、処分庁が特定年月日D付けで不訂正決定を行った事案に関するものであり、個人情報保護関係事案として対応すべきものであることから、行政相談事案としては処理しておらず、本件対象保有個人情報について処分庁では作成していないと説明している。

上記文書を確認したところ、当該文書に記載された質問は上記の処分庁の説明のとおりであり、本件対象保有個人情報を作成していないとする処分庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

以上のことから、処分庁において、本件対象保有個人情報について作成しておらず保有していないことを理由に不開示とした決定は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年10月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、そのうちの文書1及び文書2に記録された保有個人情報については全部開示したが、文書3ないし文書5に記録された保有個人情報については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書４に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、処分庁において本件対象保有個人情報を記録した文書４（相談対応票）を作成していない理由に関して、上記第３の３（３）のとおり、文書２に記載された審査請求人の質問の内容（審査請求人が特定年月日Ｂに送信した本件メールで質問した内容）は、審査請求人が特定年月日Ｃ付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が特定年月日Ｄ付けで不訂正決定を行った事案に関するものであり、個人情報保護関係事案として対応すべきものであることから、行政相談事案としては処理していない旨説明する。

(2) さらに、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、文書２中の「ご意見・ご要望内容」欄の記載内容を見ると、上記（１）の審査請求人の質問には、審査請求人が特定年月日Ｃ付けで保有個人情報訂正請求を行い、特定年月日Ｄ付けで不訂正決定が行われた当該事案における審査請求人の主張内容と同様、審査請求人のメールにおける「今後態度」、「応接態度」等の用語の使い方や、電話番号や郵便番号の表記の誤りを指摘する箇所が含まれていたため、当該質問については、これを個人情報保護関係事案と整理することとした旨補足して説明する。そこで、諮問庁から上記の特定年月日Ｃ付けの保有個人情報訂正請求書及び特定年月日Ｄ付けの不訂正決定通知書（いずれも写し）の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、上記の保有個人情報訂正請求書等には、上記の諮問庁の説明を裏付ける内容の審査請求人の主張が記載されていると認められる。

(3) そうすると、上記（１）の審査請求人の質問につき、行政相談事案として処理しなかった処分庁の取扱いは、不合理なものとはいえないから、この質問を受けた北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を記録した文書４（相談対応票）を作成しなかったとしても、不自然、不合理とはいえない。その他、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情もない。

(4) 以上のとおり、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも

のではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、北海道管区行政評価局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

審査請求人が特定年月日 B に総務省ホームページから送信したメールについて、

- 文書 1 特定年月日 B に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによるメール及びそのファイル
- 文書 2 当該メールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書
- 文書 3 審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書
- 文書 4 相談対応票（本件対象保有個人情報記録された文書）
- 文書 5 その他関係資料一式